

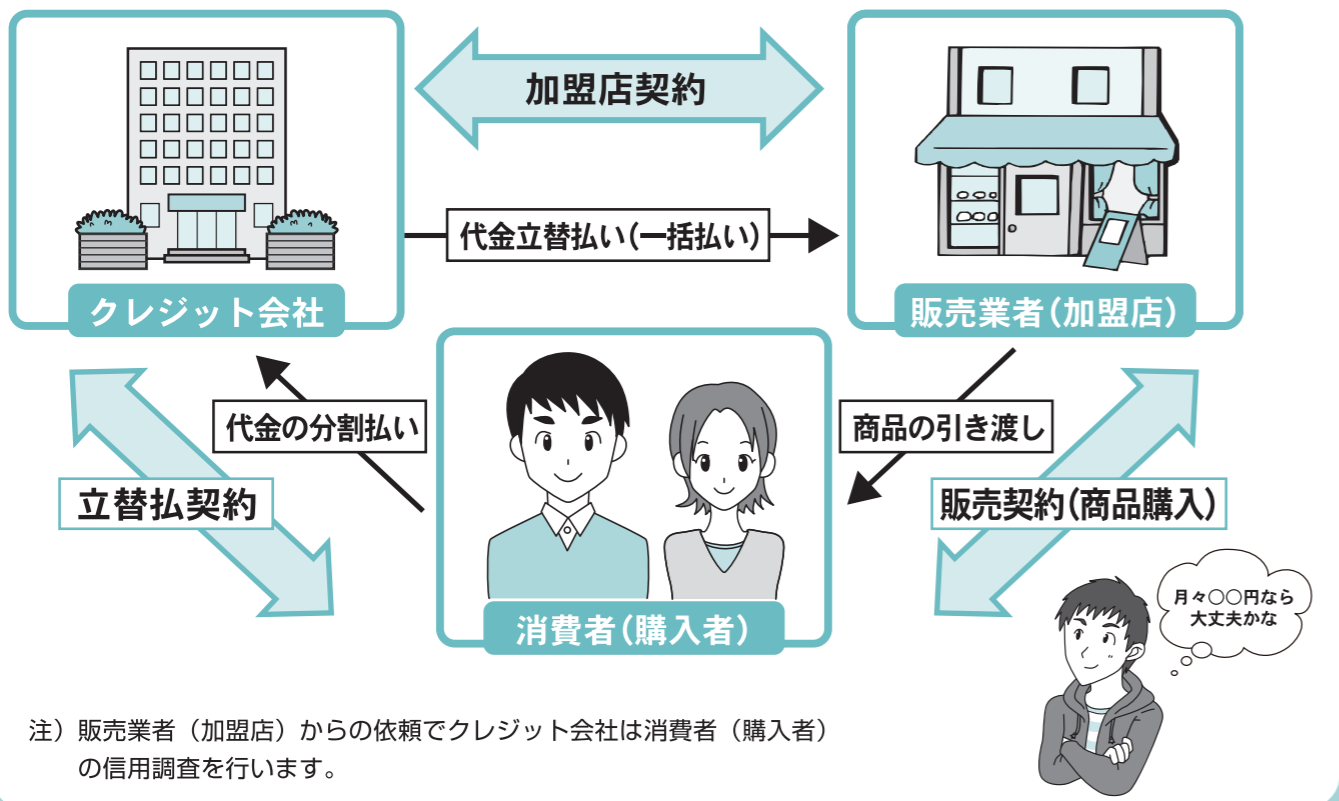
クレジット契約のしくみ

クレジット契約（かつぶ割賦購入あっせん）って何？

「クレジット契約（割賦購入あっせん）」とは、消費者が商品やサービスの代金を支払う時に、現金で支払う代わりにクレジット会社からお金を立て替えて支払ってもらい、消費者は後払いで手数料（利息）を付けてクレジット会社に支払うしくみの契約のことをいいます。

手元にお金が無くてもクレジットを利用することで高額な買い物が可能になりますが、支払うお金の合計は増えることになります。

<クレジット契約の仕組み>



クレジット契約（かつぶ割賦購入あっせん）の種類

●個別クレジット

商品購入のつど分割払いの契約書を交わして、クレジット会社が代金を立替払いする方式です。住宅リフォームや自動車、エステなど高額な契約で分割払いする場合によく利用されています。

●包括クレジット

クレジット会社が発行するクレジットカード（利用限度額が決められています）を利用して、クレジット会社の加盟店から様々な商品・サービスを購入する方式です。クレジットカードにはこのような「ショッピング」機能以外にも、お金を借り入れる「キャッシング」機能など多様な機能があります。

割賦販売法について

クレジット契約については、**割賦販売法**で詳しくルールが定められています。ただし、割賦販売法が適用されるのは「2カ月を超える後払いの契約」となっており、翌月一括払い（マンスリークリア）などの支払い方式の場合は適用されません。

クレジット契約に関するトラブル

ケース1 エステが倒産！ 支払いはどうなるの？

1年間通えるエステをクレジットで契約していたが、契約後間もなくエステ店が閉店してしまった。もう通えないのにクレジット会社からの引き落としが止まらない。

●アドバイス

エステ店との契約とクレジット会社との立替払契約は別の契約なので、たとえエステ店が閉店してしまっても毎月のクレジット会社への支払は止まりません。割賦販売法では、このように販売店と契約上のトラブルが発生した場合には、クレジット会社に事情を説明して支払いを止めること（**支払い停止の抗弁の対抗**）ができますとされています。すぐにクレジット会社に申し出をしましょう。



ケース2 知らない間に高額請求！ オンラインゲームの請求

カード会社から突然高額な請求が来た。確認すると子どもが私のカードを使ってゲームサイトから次々とアイテムを購入していたことが判明した。子どもはゲーム内でのお金が本物だったとは思っていませんでした。支払いをしなければならぬだろうか。

●アドバイス

未成年者による契約は親の同意が無ければ取消しが可能ですが、カードの所有者には、カードをきちんと管理する義務（**善良な管理者の注意義務**）がありますので、カード会社は簡単には契約取消しに応じません。

こうしたトラブルを避けるために、カード自体はもちろん、IDやパスワードなども複雑なものにして、不用意に教えてしまわないように注意しましょう。一度カード番号やパスワードを入力すると次回以降は入力不要で簡単に決済できるようなサイトもありますので、自動登録になっていないか必ず確認しましょう。

また、子どもにオンラインゲームを利用させる前に、子どもだけで利用させないなど利用方法のルールを話し合っておきましょう。



ケース3 いつまでたっても減らない！ リボルビング払いの落とし穴

クレジットカードを利用してよくショッピングをしていた。月々の返済が負担にならないようにリボルビング払い（以下「リボ払い」）にしていたが、いつの間にか返済総額が大きくなっていった。手数料ばかり支払っていて残高が減らない。

●アドバイス

リボ払いとは毎月の支払額を一定にする返済方法です。このため、「毎月無理なく返済できる負担の少ない返済方法」と誤解されがちですが、毎月の支払額が一定に抑えられている分、支払期間が長期化し、手数料がかさんで支払総額が増えてしまうケースが多く見られます。

最近では様々な特典を付けた「リボ払い専用カード」も普及していますが、**クレジット払いは事実上の借金**ということを肝に銘じ、「手持ちのお金がないから」と安易にリボ払いを利用しないようにしましょう。また、利用する場合もその仕組みをよく理解しておくようにしましょう。